# 第2次石岡市空家等対策計画(案)に対するパブリックコメントについて

# 1 実施状況

- (1) 意見の受付期間:令和5年1月27日(金)~令和5年2月24日(金)
- (2) 実施方法:市公式ホームページ・本庁生活環境課窓口・八郷総合支所窓口
- (3) 意見の提出資格: ①市内に住所を有する者 ②市内に事務所又は事業所を有する 個人及び法人その他の団体 ③市内に存する事務所又は事業所 に勤務する者 ④市内に存する学校に在学する者 ⑤市外より 石岡市内へ事務所または事業所の立地を検討している個人及び 法人その他団体

#### 2 意見の提出状況

意見の提出数 2件(窓口1件・メール1件)

※氏名・住所等の記載がなかったため、無効であるご意見が2件ございました。

## 3 意見の概要

## · 意見(1)

(1) 意見が寄せられた箇所

第4章 空家等対策に係る基本的な方針等

10 その他空家等に関する対策の実施に関し必要な事項 (P39)

#### (2) 意見の内容

空き家・空き地管理に関する、市条例を設定し、維持管理費にかかる費用は所有者 負担とし、市が管理代行する。

尚作業は、農協・シルバーセンター・等を利用する。特に農家の農繁期を利用して、 農家の収入の拡大を図る事とする。

※昭和44年空き地の管理の適正化に関する条例等と近郊の市町村の実例を参考に して実施して頂き度。

# (3) 意見に対する考え方

個人が所有する空家・空地等については、所有者等が管理をおこなうべき財産となるため、市では協定を締結しているシルバー人材センターをご案内する等、所有者等へ管理のご案内を行っています。

ご意見をいただきました市条例の制定については、「10 その他空家等に関する対策の実施に関し必要な事項」の中で、関係法令との連携について記載をしております。これらの法令で対応が困難な場合には市独自の条例の策定を行いますが、その際に空地等の管理について盛り込むことを検討し、当市の実状に沿った条例策定を検討いたします。

なお、所有者が不明である場合には、空家・空地の管理における関係法令を調査 し、適切な対応を行ってまいります。

# (4) 意見に対する計画の修正

既に計画に記載されている内容であるため、修正は行わない。

## · 意見②

(1) 意見が寄せられた箇所

第4章 空家等対策に係る基本的な方針等

6 空家等及び除却した空家等に係る跡地の活用の促進に関する事項 (P30)

# (2) 意見の内容

空家を大災害で自宅が損壊して住むことができなくなってしまった人のための、仮 設住宅として利用する。

仮設住宅も建設には1、2週間かかるが、空家を利用すれば、すぐに住むことができる。

新たに建てるのではないので、お金もかからない。

国や県に働きかけをして、空家を利用した、仮設住宅の登録制度を作ること。

仮設住宅として利用するために必要なリフォームには、補助金を出す仕組みを作る こと。

空家を仮設住宅として管理するので、経年劣化をふせぐことができる。

#### (3) 意見に対する考え方

今後の災害に備えて、各種の事前準備は必要ですが、空家等をリフォームして仮設 住宅として利用するには、多くの課題があるため、ただちに実施することは難しいと 考えております。

しかし、ご意見をいただきました災害に備えるための空家の利活用については、地 域財産として重要な施設であるため、利活用の手法について調査・研究を行ってまい ります。

#### (4) 修正の内容

## P 3 0

(4) 地域活性化のための施設等としての利活用

空家等を積極的に利活用し、地域活性化のための地域財産として再生する施策を検討します。その具体方策として、既存の制度を活用する他、空家等を地域の活性化に 資する目的で利活用を行う場合の補助制度創設を検討します。

#### 【下線部分を加筆】

空家等を積極的に利活用し、地域活性化のための地域財産として再生する施策を検討します。 地域の防災拠点としての活用等、様々な利活用手法を調査・研究します。 その具体方策として、既存の制度を活用する他、空家等を地域の活性化に資する目的 で利活用を行う場合の補助制度創設を検討します。

# ・意見③及び④

ご意見を頂戴いたしましたが、氏名・住所等の記入がないご意見であったため、無効であるご意見として取り扱います。頂戴したご意見については、今後の空家等対策に活用させていただきます。